

3高土政第584号
令和3年9月17日

一般社団法人
プレストレスト・コンクリート建設業協会
四国支部 支部長 様

高知県土木部長

令和3年度「要望書」への回答について

仲秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、ご提出いただいた要望書につきまして、別添のとおり回答を提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

1. 年度工事量の安定的な確保や働き方改革の推進等について

1) 年度工事量の安定的な確保

(道路課)

(答)

- 国においては、令和2年度補正予算から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進しており、本県においても重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、特に緊急に実施すべき対策について集中的に実施しているところです。
- 本県の道路整備に係る予算では、令和2年度（令和元年度補正含む）と令和3年度（令和2年度補正含む）を比較した場合、予算規模が約1.1倍となっています。
- 年度工事量を安定的に確保するためには、「5か年加速化対策」終了後も同様の予算確保が重要となることから、引き続き道路予算獲得のための取り組みに、ご支援、ご協力をお願いします。
- 具体的な事業計画の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、引き続き「公共工事の発注見通しの公表」を適切な時期に行ってまいります。
- なお、平成21年度から令和2年度までに建設した44橋のうち、PC橋の建設は20橋となっています。また、令和3年度におけるPC橋の発注は、県道中村宿毛線の亀ノ川1号橋（三原村）などを予定しています。

1. 年度工事量の安定的な確保や働き方改革の推進等について

2) 働き方改革の推進

(土木政策課)

(答)

- 「週休2日制モデル工事」の補正係数については、国の「週休2日・現場閉所工事」の運用の改正に準拠し、令和2年4月1日より労務費や機械経費などを改正いたしました。
- また、取り組みを推進するため、これまで請負対象金額2,500万円以上としていた対象工事の金額要件を撤廃し、令和3年4月から全ての工事をモデル工事の対象といたしました。
- 貴協会傘下の企業の皆様におかれましても、実施中のモデル工事も含め、週休2日制の普及・促進に向けて、ご協力をお願いいたします。

1. 年度工事量の安定的な確保や働き方改革の推進等について

3) 生産性向上の推進

(道路課)

(答)

- 工法を選定する際には、現場条件やライフサイクルコストなどから最適な工法を採用しており、プレキャストPCの特性を活かせる箇所については、PC構造物を採用してきたところではあります。
- ボックスカルバートにおいては、令和2年12月から本県においても使用基準を改定し、プレキャスト製品の活用拡大を進めております。
- 昨今の「i-Construction コンクリート生産性向上検討協議会」での議論も踏まえ、経済性以外の要素を評価する設計手法の導入や中・大型構造物についてもプレキャスト化を検討していきます。
- また、PC橋床版打替のプレキャスト化など、新技術の積極的な工法採用に向けた取り組みの一環として、事例の情報提供をお願いします。

1. 年度工事量の安定的な確保や働き方改革の推進等について

4) PC橋の長期保全の推進

(道路課)

(答)

- プレストレストコンクリートはプレストレスの導入により、ひび割れが発生しない構造で、高品質なコンクリートとなっており、中性化や塩害に対し有利なことから、今後も現場条件やライフサイクルコストなどから積極的に採用してまいります。
- 本県においても橋梁などの道路施設について、令和元年度から2巡目点検診断を行っており、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた集中的な老朽化対策を推進しているところです。
- 定期点検によりⅢ判定と診断した橋梁については、「5か年加速化対策」を活用しながら重点的かつ集中的に修繕対策を完了させることとしています。
- なお、令和3年度から「道路メンテナンス補助事業」の補助対象が点検・診断・設計において新技術等活用の検討が必須となったことから、PC構造物の更なる新技術の開発をお願いするとともに、補強工法についても積極的な採用に向けた取り組みの一環として、事例の情報提供をお願いします。

2. 一般競争入札（総合評価方式）の運用について

1) 入札参加資格における「配置予定技術者資格の緩和」

（土木政策課）

（答）

- 本県の入札では、工事の難易度や規模に応じて技術者の従事実績を求めており、その役職は、監理技術者・主任技術者、及び現場代理人に限っています。
- 監理技術者・主任技術者、現場代理人は、工事遂行のうゑで責任者の立場として位置付けられ、それぞれに役割と責任が規定されていることから、その従事実績が入札参加資格として求める要件として適当であると考えています。
- 担当技術者については、これらの者と工事施工への役割と責任が異なり、また、工事ごとにその役割や関与の度合い、従事者数等が異なると考えられることから、配置予定技術者等に求める従事実績の対象とすることは現時点では考えていません。